

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和7年2月

### 1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

### 2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 02) 第9806号	(株) 渡辺電気工業	渡辺 昌信	松江市東出雲町内馬1 4 1 6 - 6	許可を受ける全ての建設業	令和7年2月12日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 03) 第359号	石田電機水道(有)	佐々木 清文	松江市上乃木8 - 2 - 4 7	消	令和7年2月4日
2	島根県知事許可 (般 01) 第321号	(株) 下田冷機	山崎 忠治	松江市大庭町4 3 2 - 1 0	絶	令和7年2月26日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業, 「建」建築工事業, 「大」大工工事業, 「左」左官工事業, 「と」とび・土工事業, 「石」石工事業, 「屋」屋根工事業, 「電」電気工事業, 「管」管工事業, 「タ」タイ  
ル・れんが・ブロック工事業, 「鋼」鋼構造物工事業, 「筋」鉄筋工事業, 「舗」舗装工事業, 「しゅ」しゅんせつ工事業, 「板」板金工事業, 「ガ」ガラス工事業, 「塗」塗装工事業, 「防」  
防水工事業, 「内」内装仕上工事業, 「機」機械器具設置工事業, 「絶」熱絶縁工事業, 「通」電気通信工事業, 「園」造園工事業, 「井」さく井工事業, 「具」建具工事業, 「水」水道施設工  
事業, 「消」消防施設工事業, 「清」清掃施設工事業, 「解」解体工事業